士別市建設工事等郵便入札実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、士別市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託(以下「工事」という。)について郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を実施する場合の必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　郵便入札の対象となる工事は、士別市一般競争入札参加資格審査委員会において決定した一般競争入札及び士別市入札参加者指名委員会において決定した指名競争入札とする。

（入札の公告等）

第３条　市長は、郵便入札により契約の相手方を決定しようとする場合、士別市契約事務に関する規則（平成１７年士別市規則第４１号。以下「規則」という。）第２条に基づく公告又は規則第１７条第２項に基づく通知において、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1)入札書及び指定した書類(以下「入札書等」という。)の郵送方法

(2)入札書等の到達期限

(3)入札書等の送付先

(4)入札回数

(5)郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨

(6)当該入札に係る入札者の開札立会の可否

(7)その他必要と認める事項

（入札書等の送付方法）

第４条　一般競争入札参加資格がある旨の通知を受け、又は指名競争入札の指名の通知を受け、郵便入札に参加しようとする者は、入札書等を、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により、前条第２号に規定する期限までに本市に郵送しなければならない。当該期限までに到達しなかった場合は、郵便事故その他いかなる理由であっても当該郵便入札を辞退したものとみなす。

２　前項の規定により入札書等を郵送する場合、市が示す郵便入札封筒記載例を参照し、必要事項を表面に記載した封筒（以下「指定封筒」という。）を用いなければならない。

（入札回数）

第５条　入札回数は、２回までとし、初度の入札で予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

（入札書の開札等）

第６条　市長は、第４条に規定する入札書等が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

２　到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

３　入札書等到達後においても、開札までの間は、入札辞退を認めるものとし、辞退する場合には書面をもって市長へ申し出るものとする。

４　開札において、第９条に規定する立会者は、第4条第2項の指定封筒が未開封であることを確認しなければならない。

（入札の中止）

第7条　有効に到達した入札書等が2通に満たない場合は、当該郵便入札は中止することができる。

（入札の無効）

第8条　次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

(1)入札に参加する資格のない者のした郵便入札

(2)入札者の記名押印のない郵便入札

(3)入札金額を訂正した郵便入札

(4)指定封筒及び入札書等の記載内容が不明瞭である郵便入札

(5)同一入札案件について同一人がした2通以上の郵便入札

(6)第4条各項に規定した方法以外で提出した郵便入札

(7)明らかに不適正と認められる郵便入札

(8)その他入札に関する指定事項や条件に違反した郵便入札

（開札の立会）

第9条　市長は、第３条第７号に規定する開札立会を可とするときは、当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する者を立ち会わせるものとし、立会を希望する者は、郵便入札開札立会申込書（別記様式）を開札日の前日（士別市の休日を定める条例（平成１７年士別市条例第２号）第１条第１項各号に規定する休日に該当する場合はその前日とする。)までに市長へ提出するものとする。

2　前項の規定により開札に立ち会うことができる者は、入札者又は入札者に常時雇用されている者(次条において「社員」という。)とし、立会する者は第4条第1項に掲げた当該工事に係る各通知等の原本又は写しを提示の上参加するものとする。

3　開札の立会者は2名以上置くこととし、第1項による参加者数がこれに満たない場合、入札事務に直接関わらない職員を立会者に充てるものとする。

4　前項の職員は、入札執行者が選定する。

5　前項により職員を選定した場合、入札執行者は当該職員の所属長に対して口頭によりその旨を通知し、立会業務に当たらせるものとする。

6　開札の立会者は、開札後、開札結果を記録した入札執行記録の内容を確認し、記載事項が事実に相違ない場合、署名しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第1 0条　市長は、落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めなければならない。

(再度入札不落時の取扱い)

第11条　再度入札においても落札者となるべき者がなく、随意契約に移行するときは、調査基準価格を越える最低価格の入札者と協議する。

（入札結果の通知）

第12条　市長は、落札者を決定した場合は、落札者に対して、落札の旨を通知するものとする。ただし、落札者が開札立会人として当該開札に参加している場合は、口頭による通知に代えることができる。

2　落札者以外の入札者に対しては、当該開札に立会者として参加している場合は口頭により、それ以外の場合は次条に定める公表をもって通知に代えるものとする。

（入札結果の公表）

第13条　落札者の決定後は、速やかに入札の結果について公表するものとする。

附　則

この要綱は、令和２年８月１日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

別記様式

郵便入札開札立会申込書

年　　月　　日

　士別市長

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

下記のとおり郵便による入札の開札立会を申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| 開札日時 |  |
| 開札場所 |  |
| 立会予定者名 |  |
| 立会予定者の役職等 |  |

注１　委託業務の場合は、「工事番号」及び「工事名」をそれぞれ「委託業務番号」及び「委託業務名」と読み替えます。

注２　本書は、開札日の前日（休日を除く）午後５時までに、士別市総務部財政課契約管財係宛にファックス送信、郵送又は持参提出してください。

注３　ファックス送信の場合は、押印した原稿を読み取り送信してください。

注４　本書の提出に対して、許可書等は発行しません。開札日時の15分前までに開札場所へご参集ください。

注５　参集時は、財政課による受付印が押印された一般競争入札参加申請書又は指名競争入札の指名の通知書の原本又は写しを持参し、開札担当の本市職員にご提示ください。

注６　開札後、立会者には郵便入札開札記録書の内容を確認いただき署名をお願いします。（印鑑は必要ありません。）